

令和2年分 確定申告期限の延長について

- 令和2年分の確定申告については、あらかじめ様々な感染症対策を講じるなど、安心してご相談いただける環境整備を進めているところ。
- 今般、緊急事態宣言の延長期間(～令和3年3月7日)が、令和2年分所得税の確定申告期間(令和3年2月16日～3月15日)と重なることとなった。

このため、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、確定申告が必要となる3税(申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税)の申告・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長する。

※ 昨年(令和元年年分)も、全国一律で令和2年4月16日まで申告・納付期限を延長

令和2年分確定申告における感染症対策

令和2年分確定申告については、申告会場への来場者数の削減・分散を図るなどの対策により、申告相談を必要とする方々に安心してご利用いただけるような環境整備を着実に進めている。

① 確定申告期間中の来場者数の削減・分散

- 自宅等からのe-Tax利用の更なる推進
- 多くの確定申告会場において、例年より2週間程度前倒して、2月1日から開設
- 公的年金を受給している方は期間前から申告相談を実施
- 確定申告会場以外における説明会や相談会の実施

② 会場内の混雑緩和

- 会場レイアウトの大幅な見直しによりソーシャルディスタンスを確実に確保
- 外部会場の追加借り上げによる会場開設期間の拡大
- “入場時間を指定した整理券”を発行（オンライン発行も可能）して入場者数をコントロール

③ 基本的な感染防止策の徹底

- 入場時に検温を実施し、37.5度以上の発熱がある者等については入場をお断りする
- 相談従事者はマスクとフェイスシールドを常時着用して対応、仕切版や飛沫防止パネルの設置
- こまめな換気・消毒を実施、相談従事者は毎日検温する等体調管理を徹底